

広報

No.521

2006

5/1

あいかわ

A I K A W A



編集・発行 / 愛川町総務部総務課

〒243-0392

神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1

☎046-285-2111 (代)

FAX 046-286-5021

<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>

さやさやと薫る風…

CONTENTS

特集 愛川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	2
町政情報館 行政改革大綱第3次改訂版スタート!	4
やまなみワイド・図書カードが当たるお楽しみクイズ	8
インフォメーション	9
保健ガイド	12
みんなのサークルファイル	14
愛川トピックス	15



愛川町高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 のあらまし

地域包括支援センターを設置

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、必要な援助や支援を途切れることなく提供する体制を目指します。こうした体制を支える拠点として「愛川町地域包括支援センター」を愛川町社会福祉協議会(福祉センター1階)に設置します。

主な機能

介護予防ケアマネジメント
総合相談支援事業
権利擁護事業
ケアマネジメント支援

介護保険料を改訂

高齢化の進展による認定者の増加などで、給付費も増加し続けていることから、65歳以上の介護保険料の基準額を、2,700円から3,300円に改訂しました。

一方、世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方の負担を減らすため、新たな所得段階を設けました。(表1参照)

税制改革により、住民税非課税から課税となり、所得段階が上昇する方には、平成18年度から平成19年度まで緩和措置があります。

【表1】介護保険料

平成18年度から平成20年度			
所得段階	要件	負担割合	保険料
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯 全員が住民税非課税の方	基準額×0.5	月額 1,650円
			年額 19,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 本人の課税年金収入額と所得 金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	月額 1,650円
			年額 19,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で 第2段階に該当しない方	基準額×0.75	月額 2,475円 年額 29,700円
第4段階	本人が住民税非課税の方 (世帯に住民税課税者がいる)	基準額	月額 3,300円 年額 39,600円
第5段階	本人が住民税課税で前年の 所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	月額 4,125円 年額 49,500円
第6段階	本人が住民税課税で前年の 所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	月額 4,950円 年額 59,400円

...新たに設けられた段階です



福祉用具貸与購入・住宅改修費 支給方法について

福祉用具貸与

要支援1・要支援2・要介護1の方については、原則として次の品目が対象外となります。

特殊寝台(ベッド)および付属品、車いすおよび付属品、床ずれ防止用具および体位変換器、認知症老人徘徊探知機、移動用リフト

現在利用している方は、経過措置として9月末まで利用できます。

介護保険法改正により、以下のとおり変更されました。

福祉用具購入

今までは事業者指定をしていませんでしたが、平成18年度からは、県の指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給の対象になります。

住宅改修

今までは工事終了後の申請でしたが、工事着工前の事前届け出制に変わります。事前届け出がない場合は、給付の対象になりません。

介護保険法の改正を受けて、
 介護予防を重視するために制度全般の見直しを行いました。
 「生涯健康で生き生きとした表情をもつ高齢者」を基本理念に、
 平成18年度から平成20年度までの、
 高齢者の保健と福祉の総合的な計画です。

問い合わせ 長寿課介護保険班 ☎ 内線 274・275

予防を重視したシステムに転換

できないことを補うサービスから持っている力を引き出すサービスへ

今までの介護サービスが本人のできないことを補助することに重点が置かれていたのに対し、これからは、本人ができることを支援し拡大していくことで、介護が必要な状態になることを予防し、自立への意欲を増進することを目標としています。

介護が必要となる前の予防＝地域支援事業と、介護が必要になった場合の進行の予防＝新予防給付という、二つの予防事業を行います。

地域支援事業.....

要介護・要支援になる恐れのある高齢者を対象に、次のようなサービスを提供します。

運動器官の機能向上

ストレッチ(筋肉や関節を伸ばすために行う運動)などを中心とした、運動機能向上を目指す教室。

口腔機能の向上

口の中を清潔に保つ指導や、かむ訓練をする教室。

閉じこもりがちな高齢者への訪問事業

認知症などで通所が困難な高齢者宅を、保健師などが訪問。

新予防給付.....

要支援1と要支援2の方で、適切にサービスを利用すれば改善する見込みの高い人を対象に、次のようなサービスを提供します。

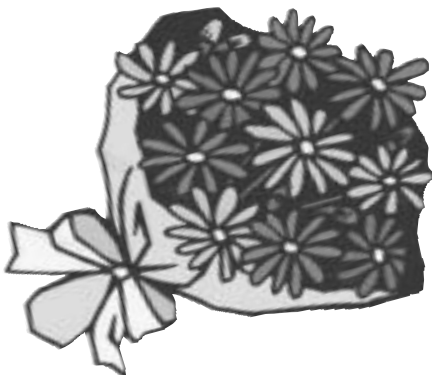
介護予防通所介護

日常生活上の支援などの共通的なサービスと、運動機能向上や栄養改善などの選択的なサービスに分けて実施。

介護予防訪問介護

本人が自力で家事をすることが困難で、家族や地域による支え合いや、ほかの福祉施策などの代替サービスを受けられない場合に、適切なケアマネジメント(在宅介護支援)に基づいてサービスを提供。

その他のサービスは別表のとおり。(表2参照)



地域密着型サービス

要介護認定を受けた方や認知症の方が、住み慣れた地域で生活し続けることを支援する観点から、地域密着型サービスを提供します。

原則、サービス利用者は町内の方に限定され、事業者の指定や監督も町が行います。

主なサービス

認知症高齢者グループホーム
 小規模多機能型居宅介護
 夜間対応型訪問介護
 その他のサービスは表2のとおり。

【表2】新しい介護サービス体系

区分	介護サービス	新予防給付サービス
居宅サービス	居宅介護支援	介護予防支援
	訪問介護	介護予防訪問介護
	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
	訪問看護	介護予防訪問看護
	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
	通所介護	介護予防通所介護
	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
	居宅介護住宅改修	介護予防住宅改修
	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与・購入	介護予防福祉用具貸与・購入	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	介護予防認知症対応型通所介護
	認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
	小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
	認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	
施設サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護療養型医療施設	

行政改革大綱第3次改訂版スタート！

町は行財政運営を改革するための計画「行政改革大綱」を平成9年度に策定して以来第1次、第2次と3年ごとに改訂を行い、事務事業の改善や新制度の制定など、さまざまな行政改革に取り組みしてきました。

平成18年度からは、行政改革推進委員会委員の提案なども盛り込み策定した、平成20年度までを計画期間とする第3次改訂版に沿って、簡素で効率的な行政を目指した新たな行政改革が始まります。

第3次改訂版のあらまし

基本方針
 効率的・機能的な行政運営の推進
 人材育成と協働型まちづくりの推進
 経費の節減と財政の健全化
 改革五つの視点

【事業の改革】

行政評価制度を活用し、真に必要な事業が最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、事務事業を客観的に見直しします。(各種イベント・大会・表

彰式などの見直し、ホームヘルパー養成事業の見直しなど8項目)

【財政の改革】

町税などの収納率向上や、使用料・手数料など受益者負担の適正化を進めます。

また、経常経費の削減、町有財産の適正運用などに努め、財政の健全性維持を図ります。(報酬などの見直し、補助金の見直しなど10項目)

【サービスの改革】

時代の要請にこたえ得る質の高い、きめ細かな行政サービスを迅速・的確に行っていくことを心掛けます。(電子申請・届け出システムの推進、戸籍事務の電算化など7項目)

【施設の改革】

施設の効果的・効率的な管理運営を目指し、施設ごとに指定管理者制度を導入するなど、業務の民間委託を検討します。(学校施設開放の検討、ごみ収集業務の委託化の検討など7項目)

【人の改革】

適材適所・少数精鋭を基本

とした職員定員管理の適正化や、職員の資質向上に努めます。また、多種多様な知識・経験を持つ住民の能力や意欲を生かせるよう、多方面からの人材発掘と能力開発に努めます。(職員研修の充実、人事評価制度の導入など4項目)

第3次改訂版は、次の場所で閲覧できます。

- 閲覧場所 町政情報コーナー (役場本庁) 半原出張所 中津出張所 文化会館 ラビンプラザ レディー スプラザ 町ホームページ (http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/)
 - 問い合わせ 行政推進課 行政管理班(内線)432
- 行政改革大綱第2次改訂版の実施結果は、町政情報コーナーや町ホームページなどで別途公表します。

自転車マナーアップ強化月間

5月1日(月)～5月31日(水)

【スローガン】

自転車も のれば 車のなかまいり！

【運動の重点】

交通ルールの遵守と マナーの向上

道路交通法上、自転車は車やバイクと同じ車両となり、違反行為には罰金が科せられます。また、自転車は損害保険の加入義務がないことから、自転車側が加害者となる事故の場合、多額の金銭負担を伴うことにもなりかねません。

左側を走りましょう

自転車は左側通行です。原則として車道を走らなければなりません。自転車通行可の道路標識などがある歩道は、走行することができます。

歩行者に注意しましょう

歩道は歩行者優先です。歩道上を通行できる場合でも、歩行者には十分に注意し、横を通るときは速度を落としたり、自転車から降りたりしましょう。

一時停止を守りましょう

見通しの悪い交差点や広い道路に出るとき、一時停止の標識がある所では、必ず止まって安全を確かめましょう。

ルールを守って安全に乗りましょう

両手を離して乗ることや、2人乗りなどの危険な運転はやめましょう。

傘差し運転はやめましょう

雨の日は道路が滑りやすく、ブレーキも利きにくくなります。また、傘差し運転は、車や歩行者を見落としやすい上、片手運転になるため危険です。雨の日は雨具を着用するか、自転車に乗るのを控えましょう。

夜間はライトをつけて走りましょう

暗くなると自転車は、車やほかの自転車から見えにくくなります。必ずライトをつけて走りましょう。

国民健康保険 加入・喪失の手続きは忘れずに

国民健康保険の手続きはお済みですか

国民健康保険に加入、またはやめるときには手続きが必要です。退職などにより職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入する場合や、就職して国民健康保険をやめる場合には、町役場健康づくり課で必ず手続きをしてください。

こんなとき	届け出に必要なもの
国民健康保険に加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険等資格喪失証明書 ・ 年金手帳 ・ 預金通帳と通帳届け出印 ・ 外国人登録証(外国籍の方のみ) <small>口座振替を希望する方のみ。ただし、既に国民健康保険加入世帯で、国民健康保険税を口座振替している場合は除く。</small>
国民健康保険をやめるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険、社会保険の保険証 ・ 年金手帳

国民健康保険税の納付は口座振替をご利用ください

口座振替にすると国民健康保険税は指定した金融機関の口座から自動的に引き落とされ、停止の届け出などをしない限り継続されます。

納期のたびに納めに行く手間も省け、納め忘れの心配もなく大変便利です。口座振替の手続きは町役場またはお近くの金融機関で申し込みできます。

毎月10日までに申し込むと、翌月以降の納期分から口座振替されます。

国民健康保険税の納期限

納期	納期限	納期	納期限
第1期	平成18年 6月30日	第6期	平成18年11月30日
第2期	平成18年 7月31日	第7期	平成18年12月25日
第3期	平成18年 8月31日	第8期	平成19年 1月31日
第4期	平成18年10月 2日	第9期	平成19年 2月28日
第5期	平成18年10月31日	第10期	平成19年 4月 2日

退職者医療制度の届け出を会社などを退職し、年金を受けている方とその扶養家族は、老人保健制度の適用を受けるまで、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。

退職者医療制度が正しく適用されない、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、保険料負担の余分な増加につながります。このため、国民健康保険加入者で退職者医療制度に該当する方は、必ず届け出をお願いします。

対象となる方

次の条件をすべて満たしている方が対象となります。

国民健康保険に加入している。老人保健制度の適用を受けていない。
 厚生年金や各種共済組合など(国民年金は除く)の老齢年金や退職年金などの支給を受けている人で、その被保険者期間が20年以上あるか、または40歳以降に10年以上ある。

申請に必要なもの

年金証書、国民健康保険証、印鑑

問い合わせ

健康づくり課国民健康保険班
 ☎(内線)265・269
 (有線)4854

建築主の皆さんへ

工事監理契約

建築主の立場から、工事が設計図書どおりに実施されているかを確認するのが工事監理者です。安全で安心な建築物とするため、建築に当たっては、工事監理資格のある建築士と、工事監理契約を結びましょう。

完了検査

建築確認を受けた建築物は、工事完了後、速やかに建築主事や指定確認検査機関の

検査を受けなければなりません。

完了検査後に交付される検査済証は、将来、建築物を売買・増改築する場合などに必要となりますので、建築確認を受けた際の書類と共に大切に保管してください。

問い合わせ 神奈川県厚木土木事務所建築指導課
 ☎223(1)711
 神奈川県建築指導課
 ☎045(210)6250

「もっぱら証明書」を廃止

障害者の方が、主に通学や通院で使用する車両の自動車税は、県税事務所などに減免申請をすることにより減免されます。

減免申請に必要なもの

印鑑 障害者手帳 運転免許証 自動車検査証 住民票 学生証・病院の領収証など
 使用状況を証明できるもの

町では、その減免申請に添付する「もっぱら証明書」を発行していましたが、学生証や病院の領収証なども減免申請ができることから、「もっぱら証明書」の発行を廃止しました。

減免の対象となる障害の範囲については、町福祉課にお問い合わせください。

自動車税の減免申請場所

自動車税管理事務局相模支所または県税事務所
 軽自動車税の減免申請は町役

軽自動車税の減免申請に必要なものは、です。

問い合わせ 福祉課障害福祉班 ☎(内線)249

5月は「ごみ減量化強化月間」です

ごみを減らしましょう！
家庭から出るごみの量は毎年増加し、ごみの収集運搬や再資源化、焼却などに掛かる経費は、平成16年度で町民1人当たり年間約14,400円にも上っています。また、特に5月は、休みを利用した家の清掃などにより発生するごみの量も多くなります。

しかし、町民一人一人が1日わずか100グラム(新聞紙で5枚、ペットボトルで3本)のごみを減量すれば、町全体のごみの量が年間約1,500トン(全体の約10%)減らせます。

ごみ減量化を推進するため、次のことを心掛けてください。
物を大切にし、できるだけごみを出さないよう心掛ける。
使い捨てはやめ、できるだけ長く使う習慣を付ける。
ごみはルールを守って分別し、資源として有効活用する。

ジュースなどを飲んだ後には飲み終わったジュースなどの瓶や缶、ペットボトルなどの容器は、ごみとして捨てずに商店などの資源回収ボックスへ出すか、資源ごみとしてごみ収集所に出しましょう。

お出掛けの際には、ゴールデンウィークなどには、登山やバーベキューなど、家族・友人で楽しむ機会も多くなりますが、ごみは必ず持ち帰り正しく処理しましょう。

生ごみ処理機や植木剪定枝破砕機の購入に補助

家庭から出される生ごみや植木剪定枝の減量化と再資源化を図るため、町では、生ごみ処理機購入費や、植木剪定枝破砕機購入費の一部補助および剪定枝破砕機の貸し出しをしています。

補助率などについては次のとおりで、購入を予定している方や希望する方は、ぜひご利用ください。
詳細については、環境課廃

棄物対策班へお問い合わせください。

機器の名称	補助率と限度額
電動式生ごみ処理機	購入金額の1/2 (限度額30,000円)
たいひ堆肥式生ごみ処理器	購入金額の2/3 (限度額 3,000円)
植木剪定枝破砕機	購入金額の1/2 (限度額50,000円)

植木剪定枝破砕機は貸し出しもしています。

紙類の再資源化に努めましょう

燃えるごみの中に最も多く含まれているのは、新聞・雑誌・ダンボールなどの紙類です。

「紙は燃えるごみではなく資源として生かす」を合言葉に、子供会などの集団資源回収への協力や、紙類再資源化収納庫へ搬入するなど、ごみのリサイクルにご協力をお願いします。

お問い合わせ 環境課廃棄物対策班(内線)382

愛川町情報化推進計画が閲覧できます

町が情報化に関する住民アンケートの結果を参考に、住民サービスの向上と業務効率の推進を目的として策定した「愛川町情報化推進計画」は、次の場所で開催できます。

この計画の策定に当たり、計画案に対する皆さんからのご意見を募集するパブリック・コメント手続を行いました。が、寄せられた意見はありませんでした。

閲覧場所
町政情報コーナー(役場本



庁) 半原出張所 中津出張所 文化会館 ラインプラザ

レイディースプラザ 町ホームページ

(<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>)

閲覧期間
10月2日(月)まで

お問い合わせ 行政推進課情報統計班(内線)431

おわびと訂正

広報あいかわ4月1日号でお知らせしました教職員人事異動のうち、「転出・愛川中学校」欄に誤りがありました。正しくは、「転出(3月31日付)」は新任校 愛川中学校 教頭・小川朋子(神奈川県教育委員会愛甲教育事務所指導課長・昇任)・柳瀬ひさの(厚木市立東名中)・櫻井美穂(清川村立緑中)でした。おわびして訂正します。

防災出前講座をご利用ください

近年、地震や台風、集中豪雨などの自然災害は日本のどこでいつ起きても不思議ではない状況にあり、災害の規模も大きくなってきています。このため、地域での防災活動能力を高めることが必要不可欠となります。

こうしたことから町では、町民皆さんに防災に対する知識と有事の際の防災判断力を身に付けていただくため、防災出前講座を実施しています。受講したい日時や場所に消防職員が向きますので、ぜひご連絡ください。

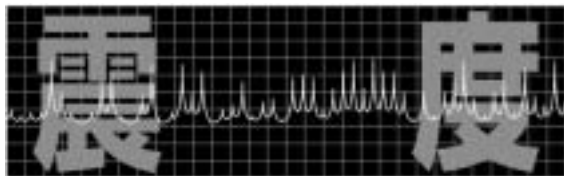


地震対策のワンポイントアドバイス

家具の転倒防止

大きな地震が発生したときは、建物に被害はなくても家具が転倒し、その下敷きになったり、割れたガラスなどでけがをしたりすることがあります。

また、倒れた家具により部屋の出入り口や廊下がふさがれ、避難できないこともあります。たんすや棚などは、壁や床などにしっかり固定し、転倒防止に努めましょう。両開きタイプの家具は、扉が開かないように止め金具を付けましょう。



窓ガラス

窓ガラスは大きな揺れを受けると、ゆがんで割れることがあります。ガラスの飛散を防ぐには、カーテンやブラインドを閉めることや、ガラス面に飛散防止フィルムを張るとよいでしょう。また、壁などにつるした額縁は、チェーンや金具でしっかり固定し落下を防止しましょう。

暖房器具

ストーブは耐震自動消火装置が付いたものを使用するとともに、周囲に燃えやすい物を置かないように心掛けましょう。

寝室

割れたガラスを踏んでけがをしないため、また停電に備えて、寝室にはスリッパや懐中電灯を必ず用意しましょう。

愛川町消防団 新団長に柏木彰氏が就任

前任の愛川町消防団長熊坂康治氏が、任期満了で退任したことに伴い、前副団長の柏木彰氏が、平成18年4月1日付けで消防団長に就任しました。

新たな団長及び副団長は右のとおりです。(敬称略)

団 長 柏木 彰
副団長 小川成人
副団長 鈴木慎三



柏木 彰 氏

ご存じですかAED (自動体外式除細動器)

突然、心臓が止まった場合、救急車が到着するまでの数分間の対応が生死を分けます。この間にAEDがあれば電気ショックを与えて、心臓のリズムを正常にすることができます。その操作方法は、電源を入れると自動的に音声で指示してくれます。

このAEDは既に、第1号公園体育館や田代運動公園、

三増公園陸上競技場、ラビンプラザ、レディースプラザに置いてあり、本年度中には、町内すべての小中学校にも配備する予定です。

消防本部では普通救命講習会と併せて、AEDの正しい使用方法についての講習会を随時行っています。

受講を希望する方は、ご連絡ください。

問い合わせ 消防本部 ☎ 285 3131

清川村

村の公式ホームページを
リニューアル

若葉が鮮やかさを増し、清川村では恒例のお茶刈りが始まるこの季節、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今年は昭和31年に煤ヶ谷村と宮ヶ瀬村が合併し、新しい清川村が誕生してから50周年を迎えます。

清川村は県内で最も小さな自治体で唯一の村ですが、「小さくても、キラリと輝く元気な村！」を合言葉に、皆さんに愛される村づくりを進めています。

そこで50周年を祝い、輝く未来へのステップとするため、4月1日から平成19年3月31日までの1年間を、発足50周年を記念する年度として位置付け、さまざまな記念イベントなどを計画しています。その一環として、まずは村の公式ホームページをリニューアルしました。

インフォメーションや観光情報、便利な検索機能などを追加して、使いやすく、そして皆さんから愛されるホームページづくりを目指しています。

ぜひご活用いただきますとともに、ご意見などをお寄せください。ホームページURL



清川村制50周年記念ロゴ



厚木市

第2回小江戸あつぎまつり



愛川町の皆さんいかがお過ごしでしょうか。今回は大変ユニークな祭り「第2回小江戸あつぎまつり」をご紹介します。

かつて「小江戸」と呼ばれた厚木。この祭りでは、風流でにぎやかな江戸時代の文化や歴史を「小江戸空間」として再現します。

当日は遊び道具作りを楽しく体験できる「少年少女フェスティバル」や「厚木市さつきまつり」も同時に開催し、「トライアングルフェスティバル」としてさまざまな催し物を行います。

小江戸あつぎまつりには、ぜひ和装でお出掛けください。
日時 5月21日(日) 午前10時～午後8時(雨天実施)
会場 弁財天社周辺、中央通り名店街(本厚木駅東口から徒歩5分)

内容 子供みこし、小江戸行列「たまてばこ(市民参加型の小江戸風仮装行列)、小江戸体験村(竹とんぼ、風車、竹鉄砲など)、寺子屋(江戸時代の学びやの再現)、伝統芸能発表、街頭寸劇、江戸時代の衣装・化粧の体験コーナーなど

問い合わせ 厚木市商業振興課 ☎(225)2821

お楽しみ クイズ

家庭から出されるごみは年々増えています。町民1人が1日当たり、たった100グラムごみを減らすことで、町全体の年間ごみ量を約10パーセントも減らすことができます。

さて、この100グラムの目安となるのは、次のうちのどれでしょうか。

- 新聞紙5枚
- ジュースの缶30個
- 電話帳1冊

正解と当選者は6月1日号でお知らせします。

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で5人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

応募方法 町内在住の方で、1人1通に限ります。はがきに答え・住所・氏名・年齢・電話番号・本誌のご感想を記入の上お送りください。(ファクス可)

締め切り日 5月9日(火) 当日消印有効

あて先 〒243-0392 角田251-1

愛川町役場総務課広報広聴班
ファクス(286)5021

古名家山十郎文化講座 デジカメ教室

デジタルカメラの撮影方法を学ぶ教室を開催します。撮影会場は、町の歴史的建造物「古名家山十郎」です。

デジタルカメラを買ったが使用方法がよく分からない方や、より高度な技術を学びたい方など奮ってご参加ください。

日時 5月20日(土)

午後1時30分～3時30分

会場 古名家山十郎(バス停「中津局前」下車 徒歩5分)

内容 初心者向けの使用方法・撮影技術

定員 20人程度(応募者多数の場合は抽選になります)

講師 写真家 岩下敦郎さん

受講料 無料

持ち物 デジタルカメラと記録媒体

主催 教育委員会

申し込みと問い合わせ

5月12日(金)までにスポーツ・文化振興課へお申し込みください。

☎(内線)555(有線)4935

駐車場が少ないため、車でのご来場はなるべく控えてください。

5月は消費者月間です

毎年5月は消費者月間です。本年度は「知恵と勇気で消費者被害を防ごう」をテーマに、消費者意識を高めるため、全国各地でさまざまな催しが行われます。

架空請求や不当請求といった悪質商法による消費者トラブルは、手口が複雑化・巧妙化し、今や大きな社会問題となっています。おかしいと思ったら1人で悩まず、早めに連絡しましょう。

問い合わせ 町消費生活相談窓口(住民課 住民相談班)☎(内線)255

相談窓口は、毎週月曜日・木曜日の午前10時から午後4時まで開設しています。

就労相談会

町では、就職や転職希望者を対象に就労相談会を開催しています。当日は、ハローワーク(公共職業安定所)の職員が皆さんの相談に応じますので、相談を希望する方はお気軽にお越しください。

相談日 毎月第2木曜日

相談時間 午前10時～正午、午後1時～3時

会場 町役場1階相談コーナー
問い合わせ 商工観光課勤労福祉班☎(内線)343

スポーツ

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。5月中は8月利用分の抽選予約ができ、抽選結果は、6月2日(金)から確認できます。また、メールアドレス登録者には、当・落選の結果をメールで送信しますので、当選者は6月末日までに本予約を行ってください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。

予約できるスポーツ施設

田代運動公園・三増公園(テニスコートのみ)・第1号公園体育館・中津工業団地第1号公園・中津工業団地第2号公園・坂本運動場・志田運動場・小沢ソフトボール場・坂本体育館

町立体育館の7月分予約は、第1号公園体育館の事務所で受け付けます。

厚木市・清川村のスポーツ施設も抽選予約できます。

問い合わせ スポーツ・文化振興課スポーツ振興班☎(内線)554・555

相談

法律相談

12日(金)・19日(金)午前10時～午後3時。役場相談室で弁護士が相談に。6月は2日(金)と16日(金)を予定。相談を希望する方は電話予約を。予約の受け付けは、相談日の11日前の月曜日から開始。(月曜日が祝日の場合は翌日)住民課☎(内線)255(有線)4822

消費生活相談

1日、8日、11日、15日、18日、22日、25日、29日の午前10時～午後4時。役場相談室で消費生活専門相談員が相談に。(電話相談も可)

交通事故相談

24日(水)午後1時～4時。役場相談室で交通事故専門相談員が相談に。相談を希望する方は住民課へ電話予約を。

不動産相談

25日(木)午前10時～午後4時。神奈川県宅地建物取引業協会県央支部の方が土地・建物取引にかかる問題などの相談に。(電話での相談も可)

行政書士相談

11日(木)午後1時～4時。役場相談室で神奈川県行政書士会厚木支部の会員の方が相談に。

司法書士法律相談

10日(水)午後1時～4時。役場相談室で神奈川県司法書士会厚木支部の会員の方が相談に。相談を希望する方は住民課へ電話予約を。

教育相談

不登校・校外生活・非行・就学相談など<来所相談>毎週月・火・木・金曜日の午前9時～午後4時。役場教育開発センターで、教育相談員が相談に。

<出張相談>1日(月)にレディースプラザで、15日(月)にラビンプラザでいずれも午前10時～午後3時まで行います。

<電話相談>土曜・日曜・祝日を除く毎日、教育開発センター☎(内線)546で受け付けています。

相談指導教室およびスクールカウンセラー相談に関することも、同センターにお問い合わせください。

ハローワーク就労相談会

11日(木)の午前10時から午後3時まで、役場1階相談コーナーでハローワーク職員が相談に。

今月の納税・納付

固定資産税	第1期分 全期前納分)
軽自動車税	全期分
納期限	5月31日(水)
納税は便利な口座振替で	

今月の休日納税窓口

5月28日(日)
午前8時30分～午後5時

役場1階税務課で、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税が納められます。

犬の登録と狂犬病予防注射

町では、次の日程で犬の新規登録と狂犬病の予防注射を行います。

犬を飼う場合は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが、法律で義務付けられています。

費用 新規登録手数料：3,000円

予防注射：1頭につき3,500円

(注射料金2,950円・注射済票代金550円)

本年度から狂犬病予防定期集合注射料金が改定されました。既に登録済みの場合には予防注射のお知らせを送りますので、必ずお持ちください。

各会場とも、開始時間直後は大変込み合

いますので、時間を調整してご来場ください。また、会場内で発生した事故について、町は一切の責任を負いません。

確実に犬を押さえることができる方がご来場ください。押さえられない場合、注射しないことがあります。

犬の死亡、飼い主の変更、転居・転出などの際には届け出が必要です。

飼えなくなった犬や猫の引き取りについては、神奈川県動物保護センターへ連絡してください。☎0463 58 3411

問い合わせ 環境課環境対策班☎(内線) 383 (有線) 4893

日時・会場

月 日	会 場	時 間
5月 8日(月)	坂本児童館	9:30 ~ 9:50
	二井坂児童館	10:10 ~ 10:40
	桜台児童館	11:00 ~ 11:30
	町役場中津出張所	13:00 ~ 13:20
	レディースプラザ	13:40 ~ 14:00
5月 9日(火)	県央愛川農協半原支所	9:30 ~ 10:10
	下新久児童公園隣広場	10:20 ~ 10:50
	ラビンプラザ	11:10 ~ 11:40
	町役場半原出張所	13:00 ~ 13:20
	田代運動公園プール管理棟前	13:40 ~ 14:30
5月10日(水)	六倉児童館	9:30 ~ 10:10
	春日台児童館	10:30 ~ 11:30
	上熊坂公園	13:00 ~ 13:20
	小沢公民館	13:40 ~ 14:00
5月11日(木)	三増児童館	9:30 ~ 10:00
	県央愛川農協高峰支所	10:20 ~ 10:50
	角田児童館	11:10 ~ 11:30
	愛川町役場公用車庫前	13:00 ~ 14:00

守ろう！電波のルール

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用保護旬間」として、テレビやラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急など市民の生活に欠かせない電波の利用を保護する活動を行っています。

電波を利用するためには、原則として総務大臣の免許が必要です。免許を受けない不法な無線局から出る電波は、わたしたちの生活に必要な電波利用を脅かします。

安全で豊かな社会のために、電波はルー

ルを守り正しく使いましょう。

問い合わせ 関東総合通信局
不法無線局による混信・妨害

☎03 5562 7555

テレビ・ラジオの受信障害

☎03 5220 5690

地上デジタル放送の相談

☎03 5220 5693

「教育課題」自主研究グループへ補助金を交付

さまざまな教育課題について、自主的に研究している教職員や教育関係者、各種団体などへ、研究活動を支援するための補助金を交付します。

募集期間 5月19日(金)まで

補助金額 研究内容に応じて助成します。

事業期間 平成18年度末までの1年間

審査方法 登録申請書を基に、審査の上決定します。

事業報告 事業報告書および収支報告書を提出していただきます。

応募資格 町内在住または在勤の方を含む2人以上のグループ

応募方法 教育開発センターに備え付けの登録申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

申し込みと問い合わせ 教育開発センター☎(内線) 546

平成14~17年度の研究報告書をご覧になりたい方は、教育開発センターへお問い合わせください。

相模川ふれあい巡視参加者募集

相模川を歩いて、皆さんから川づくりのためのご意見を伺います。詳しくは神奈川県相模川総合整備事務所ホームページをご覧ください。

日時 6月10日(土) 午前9時 小雨決行

集合 厚木市役所

行程 座架依橋~小倉橋

定員 中学生以上40人(抽選)

持ち物 弁当

申し込みと問い合わせ 5月23日(火)までに相模川総合整備事務所河川環境課へ、電話または電子メール(氏名・住所・電話番号を明記)でお申し込みください。

☎ 223)1711 (内線) 351・354

メールアドレス sagamisei.0422.tisui@pref.kanagawa.jp



文化会館 催し案内

ホール

月日	催し	開演	終演	主催	入場
5/7 (日)	第40回歌謡協会発表会	11:00	16:30	愛川町歌謡協会 大貫☎281)0011	無料 (先着535人)
5/21 (日)	第20回雅流舞踊発表会	11:00	16:30	雅会 森川☎286)1150	無料 (先着535人)
5/27 (土)	県央愛川農協 第24期通常総会	13:00	16:00	県央愛川農協 ☎286)2111	関係者

展示

月日	催し	主催	備考
5/27(土) ~5/28(日)	愛川ばら会「春のばら展」	愛川ばら会 小倉☎281)1123	

不用品情報

譲りたい

ルームランナー(ベルト式) 押し入れ用たんす(高さ65センチ×幅75センチ×奥行き60センチ・スチール製・組み立て式) 英会話の教材(エスプリライン・初級) 英会話の教材(講談社英語文庫・童話のカセット)を無償で。

還暦祝着 愛川幼稚園制服上下(男子・130センチ) 介護用電動ベッド 小型ハムスターのケージを価格相談で。

譲ってほしい

犬用ケージ(中型~大型犬用) 大正琴 愛川幼稚園女子体操着(130センチ) 2段ベッドを無償で。本棚 チャイルドシートを価格相談で。

連絡先 / 住民課住民相談班☎内線)255

お知らせ

わかばのつどい

図書館では、ボランティアサークル「おはなしたんぼ」の皆さんによる、「わかばのつどい」を開催します。

日時 5月20日(土)午前10時~

会場 文化会館1階リハーサル室

会場 人形劇、紙芝居、手遊びなど

入場 無料

問い合わせ 図書館☎内線)570・571

違反屋外広告物の簡易除却協力団体を募集

町の美観を損ねる沿道の張り紙や張り札、立て看板などの違反屋外広告物を取り除いていただくボランティア団体を募集します。

応募団体の皆さんには、町の講習を受けていただき、町が違反屋外広告物の簡易除却協力員として委嘱します。

対象 町内在住または在勤の方で、年4回程度の除却活動ができる5人以上の団体
申し込みと問い合わせ

6月30日(金)までに都市施設課都市計画班へお申し込みください。

☎内線)323

町民ちから図書館デラ

話題の本

あかちゃんが教室にきたよ

星川 ひろ子
新参教師 熊谷 達也
沖で待つ 絲山 秋子
国定忠治 津本 陽
vanity 清水 博子

問い合わせ 図書館☎内線)570・571

町長と話し合うつどいを開催

町長が各地域を巡回し、直接、町民皆さんの声を聴く「町長と話し合うつどい」を開催します。

話し合いのテーマは「ごみ処理の現状と紙類ステーション回収の実施方法について」、開始時刻はいずれの会場も午後7時30分からです。テーマ以外のことについても意見交換できますので、お近くの会場にお越しください。

問い合わせ 総務課広報広聴班☎内線)

開催日	会場
5月9日(火)	川北児童館
10日(水)	ラビンプラザ
12日(金)	原白児童館
15日(月)	両向児童館
16日(火)	細野児童館
18日(木)	田代児童館
19日(金)	角田児童館
22日(月)	三増児童館
23日(火)	高峰老人福祉センター
24日(水)	小沢公民館
26日(金)	上熊坂児童館
29日(月)	熊坂児童館
30日(火)	下谷八菅山児童館
6月9日(金)	二井坂児童館
12日(月)	桜台児童館
13日(火)	半縄公民館
15日(木)	坂本児童館
16日(金)	六倉児童館
19日(月)	大塚児童館
20日(火)	桜台団地公民館
22日(木)	春日台会館

厚木保健福祉事務所からのお知らせ

厚木保健福祉事務所を会場に各種の相談、検診などを実施しています。事前に電話で予約をしてください。

申し込みと問い合わせはいずれも厚木保健福祉事務所☎(224)1111へ。

専門医による精神保健および認知症相談

内容 心の病気の治療や再発予防、認知症についての相談

アルコール・薬物・シンナーなどの依存症の相談も行います。

期日 5月1日(月)・10日(水)・17日(水)・31日(水)

時間 午後1時30分~4時

栄養専門相談

内容 病気の方などの食事相談

期日 5月2日(火)・16日(火)

時間 午前9時30分~午後4時

障害児者のための歯科相談

対象 心身に障害のある方

期日 5月11日(木)

時間 午後1時30分~2時

歯茎検診

内容 簡単な歯肉チェックとブラッシング指導

対象 40歳未満の方または妊娠中の方

期日 5月23日(火)

時間 午後1時30分~2時

エイズ無料検査

期日 第1・第3月曜日

時間 午後1時30分~3時

電話相談は随時行っています。HIV検査目的の献血は、輸血を受ける方に感染を引き起こす可能性がありますので、絶対に行わないでください。

知って得する！町民健康講座

町では、5月から平成19年3月まで、健康に関するさまざまなテーマで町民健康講座を開催します。町民の方ならどなたでも参加できますので、生活習慣病予防や健康づくりのため、ぜひ参加してみませんか。

10講座以上受講した方(あいかわ健康の日は除く)には、修了証を交付します。1講座のみの参加も受け付けていますので、大勢の方の参加をお待ちしています。

人数 30人程度

費用 無料。ただし、調理実習は食材費が400円かかります。

持ち物 健康手帳(ない方は当日交付します)

申し込みと問い合わせ 登録制ですので、健康づくり課☎内線 263・264へお申し込みください。

なお、一度登録した方は、再度申し込む必要はありませんが、調理実習のみ9月22日(金)までにお申し込みください。



保健師から一言

心の健康

さわやかな5月になりました。4月から始まった学校や仕事など、新しい環境にも慣れてくる時期ですが、その環境の変化がストレスになってしまうこともあります。

毎日を健康で楽しく過ごすためには、体だけでなく心の健康も大切です。自分の心の健康法を見つけて、ストレスをためないように気をつけましょう！

心の健康を保つためのポイント

1. 十分な睡眠。
2. 十分な休養。
3. 体の健康。
4. ストレスを発散する方法を持つ。
5. 自分の時間を持つ。
6. 信頼できる人がいる。
7. 困ったとき、心が安らぐ場所がある。

管理栄養士による栄養相談

町では、管理栄養士による栄養相談を開催しています。食生活は健康づくりの原点。健康維持や栄養改善のために食事指導が必要な方、特に妊娠期・乳幼児期・思春期の栄養や生活習慣病を予防する食事の取り方など、お気軽にご相談ください。

相談は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで、町役場健康づくり健康づくり班で行っています。予約の必要はありませんので、ご希望の方は直接お越しください。

問い合わせ 健康づくり課健康づくり班☎(内線)264

町民健康講座上半期スケジュール

期日	テーマ・講師など	時間	会場	持ち物
5月30日(火)	今日から始める・楽しく始める健康づくり 「楽しみながら学ぼう!健康日本21・ヘルスプロモーション」 講師:健康レクリエーション研究所 山田征夫所長	13:30~15:30	福祉センター3階会議室	健康手帳
6月4日(日)	あいかわ健康の日2006	詳細は5月15日号お茶の間通信でご確認ください。	保健センター・福祉センター	
6月23日(金)	恐ろしい死の四重奏 「メタボリックシンドロームってなに?」 講師:神奈川柔道整復専門学校 平井法博校長	13:30~15:30	役場4階会議室	健康手帳
7月25日(火)	始める・続ける身体づくり「おっ気軽に運動習慣」 講師:かながわ健康財団 高垣茂子健康運動指導士	13:30~15:30	福祉センター3階会議室	健康手帳 運動のできる服装・運動靴
8月23日(水)	おいしいは健康の源「食生活を見直そう」 講師:健康づくり課栄養士	13:30~15:30	役場4階会議室	健康手帳
9月20日(水)	ちゃんと知りたい生活習慣病「糖尿病を中心に」 講師:神奈川柔道整復専門学校 平井法博校長	13:30~15:30	役場4階会議室	健康手帳
9月29日(金)	作ってガッテン!食べてガッテン!~調理実習~ 「生活習慣病予防の食事編」 講師:健康づくり課栄養士	10:00~14:00	レディースプラザ	健康手帳 エプロン・三角巾 食材費(400円)

乳幼児の健康診査

受け付け 4ヶ月児・10ヶ月児：午後1時30分～2時15分
1歳6ヶ月児・3歳6ヶ月児：午後1時15分～2時15分
会場 町保健センター
問い合わせ 健康づくり課予防班☎(内線) 263・264

対象	期日	持ち物
4カ月児 (平成18年1月生まれ)	6月6日 (火)	母子健康手帳、乳幼児手帳のアンケート
10カ月児 (平成17年8月生まれ)	6月8日 (木)	母子健康手帳、乳幼児手帳のアンケート
1歳6カ月児 (平成16年11月生まれ)	6月9日 (金)	母子健康手帳、乳幼児手帳のアンケート、歯ブラシ、タオル
3歳6カ月児 (平成14年11月生まれ)	6月13日 (火)	母子健康手帳、乳幼児手帳のアンケート、歯ブラシ、タオル、当日の朝の尿、視力・聴力の調査票(記入済みのもの)

対象者には5月下旬に必要な書類をお送りしますので、届かない方はご連絡ください。

お子さんの歯科保健指導

お子さんに虫歯はありませんか？虫歯をなくして丈夫な体をつくりましょう。
会場 町保健センター
持ち物 母子健康手帳・歯ブラシ・タオル・乳幼児手帳のアンケート
問い合わせ 健康づくり課予防班☎(内線) 264

歯科保健指導	期日	対象	受け付け
むしばいばい(虫歯予防)教室	5月25日 (木)	平成17年4月生まれ	午前9時30分～10時
2歳児歯科検診	5月25日 (木)	平成15年10月生まれ 平成16年4月生まれ	午後1時15分～2時15分

むしばいばい教室の終了時間は、11時30分ごろとなります。

育児について心配のある方は、保健師が相談をお受けします。

2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行っていきます。

マタニティー・セミナー(春コース)

日時 5月8日・15日・22日・29日(すべて月曜日)午後1時10分～4時(2日目のみ午前10時～午後1時) 4日間1コース
会場 町保健センター(2日目のみレディースプラザ)
対象 初めて出産する方とご家族
持ち物 母子健康手帳、筆記用具
申し込みと問い合わせ 予約が必要ですので、健康づくり課予防班☎(内線) 264へお申し込みください。

期日	内容
【1日目】 5月8日 (月)	オリエンテーション・自己紹介 妊娠～分娩経過と過ごし方～ 妊婦体操・ハンドマッサージ・交流会 運動のできる服装、バスタオル、テキスト代(400円)をお持ちください。
【2日目】 5月15日 (月)	妊娠中の食事について 調理実習・試食 エプロン、材料費(400円)をお持ちください。
【3日目】 5月22日 (月)	お母さんと赤ちゃんの歯についての話 産後の生活・赤ちゃんのお世話 子育て支援センターへ訪問！ 先輩ママに何でも聞いてみよう！ 歯ブラシ・コップをお持ちください。
【4日目】 5月29日 (月)	ファミリープラン(家族計画) 沐浴実習・ビデオ上映 ご都合のつく方はご夫婦でお越しください。

もぐもぐ離乳食講習会

日時 5月30日(火)午後1時30分～3時30分
会場 町保健センター
対象 生後4～8カ月の初めての子と保護者10組
内容 離乳食の進め方・作り方の話や試食(試食は保護者のみ)
持ち物 母子健康手帳、筆記用具、テキスト代(100円)
申し込みと問い合わせ 予約制ですので、5月26日(金)までに健康づくり課健康づくり班☎(内線) 264へお申し込みください。

町民健康相談

日時 5月22日(月)午前9時～11時
会場 町保健センター
対象 町民の方
内容 生活習慣病・育児・栄養相談、血圧測定、尿検査など
問い合わせ 健康づくり課健康づくり班☎(内線) 262

予約の必要はありませんので、ご希望の方は当日直接会場へお越しください。

がん検診を申し込んだ方へ

がんの集団検診を申し込んだ方には、5月下旬に受診券・問診票・便の検査容器(大腸がんの検診を申し込んだ場合)を発送します。また、乳がん検診で、視触診・乳房X線検査併用検診を申し込んだ方には、10月下旬に別途、受診券と問診票を発送します。

なお、個別検診を申し込んだ方には、6月下旬に受診券を発送します。

問い合わせ 健康づくり課予防班☎(内線) 263

女性のための保健医療相談

女性が活躍する場の広がりに伴い、人間関係や育児・介護などのストレスや健康上の悩みを感じる方が増えています。町では、こうした方が気軽に相談できるよう、女性医師による保健医療相談を開催します。

日時 5月18日(木)午後1時～3時
相談は20分程度です。
会場 町保健センター
内容 女性医師(小児科)による健康相談
対象 女性の方のみ

申し込みと問い合わせ 1日4人の予約制ですので、健康づくり課健康づくり班☎(内線) 262へお申し込みください。



レジスタンス

サミんなの サークルファイル



スポーツジムにも負けない レッスン

エアロビクスのサークル「レジスタンス」は、最新のエアロビクスを取り入れたレッスンを中心に、音楽に合わせて心地よい汗を流しています。

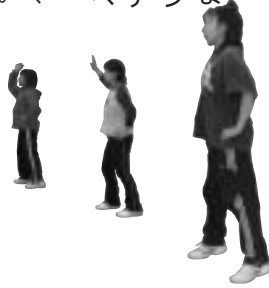
活動を始めてから8年。現在のメンバーは10人で、年齢の構成は小学校6年生から50歳代までと幅広いのが特徴です。およそ1時間、インストラクターの分かりやすい指導のもと、エアロビクスだけでなく、ヨガやストレッチ、ダンベル体操などいろいろな運動も取り入れています。メンバーの皆さんは、「汗をたくさんかいて、気分をリフレッシュできる最高のサークルです。皆さんも一緒に始めてみませんか」と話しています。

これから夏に向けて体を引き締めたい方やエアロビクスに興味のある方など、健康のためにも始めてみてはいかがでしょうか。

活動日 毎週水曜日 午後7時30分
活動場所 レディースプラザ

問い合わせ 安藤 ☎245(38)13

初めての方でも安心して始められますので、お気軽にご連絡ください。見学も自由になります。



お知らせ

サークルファイルでは、皆さんからの投稿を募集しています。掲載希望の方は、総務課広報広聴班 ☎内線218まで。

わたしの とっておき



このコーナーでは、あなたの自慢の作品を紹介させていただきます。家族やペットの写真・自作のイラストなどをお送りください。(営利目的や宗教・政治色が強いものは掲載できません)

応募方法 町内在住の方で、作品と住所・氏名・年齢・電話番号・作品の解説などを明記の上お送りください。電子メールでも受け付けています。

あて先 〒243-0392 角田251-1
愛川町役場総務課広報広聴班
電子メール koho@town.aikawa.kanagawa.jp



長野県 高島城のしだれ桜 (伊従さん)



犬の名前はメリーです。(小倉さん)



ほ ら貝の音が山中に響く 八菅神社春の例大祭

春の暖かな一日となった3月28日、八菅神社境内で毎年恒例の伝統行事、火渡り儀式が行われました。

この儀式は、「修験の山」として信仰を集めた八菅山に、はるか奈良時代から伝わるとされる修験者たちの荒行です。

一般の方も参加できることから今年も大勢の観光客が訪れ、山伏を先頭に残り火の中を素足になって渡り、無病息災を祈りました。



神 奈川県警察本部長褒章を受賞 内田勲さん・春日台レインジャーズ

このたび、犯罪のない明るいまちづくりのため防犯活動を行ってきた功績をたたえ、防犯指導員の内田勲さん（春日台）と、春日台レインジャーズ（深澤越洋隊長）の皆さんが神奈川県警察本部長褒章防犯功労賞を受賞し、厚木警察署長から記念の盾が贈られました。

内田さんは、日ごろ厚木警察署管内の防犯指導員の一人として、厚木警察署員や町内の防犯指導員とともに行動。犯罪のない明るいまちづくりのため、パトロールや防犯啓発活動などを行っています。また、春日台レインジャーズの皆さんは、登下校中の児童や生徒を痴漢や連れ去りなどの犯罪から守り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し活動しています。



春日台レインジャーズの皆さん



内田 勲さん

地 域の安全に尽力 平成17年度神奈川県消防防災 功労者表彰式

消防団員をはじめ消防機関や防災関係団体など、永年にわたり地域の安全に尽力した方々を表彰する「平成17年度神奈川県消防防災功労者表彰式」が、3月29日（水）に厚木市文化会館で行われました。

受賞者の皆さんは次のとおりです。（敬称略）

消防庁長官表彰（永年勤続功労章）

小川成人（町消防団副団長）

（財）日本消防協会会長表彰（勤続章）

柏木 彰（町消防団副団長） 現 町消防団長

（財）神奈川県消防協会会長表彰（功績章）

河内 明（町消防団第3分団長）

小島誠司（町消防団第1分団第1部部长）



人口	44,007 (-62)
男	22,800 (-39)
女	21,207 (-23)
世帯	16,729 (+52)

5月 あいかわカレンダー

- 1 (月) 消費生活相談
- 2 (火)
- 3 (水) 農林まつり 愛川リサイクルマーケット
- 4 (木)
- 5 (金)
- 6 (土)
- 7 (日)
- 8 (月) 消費生活相談 マタニティーセミナー
- 9 (火) 町長と話し合うつどい(川北児童館) 4カ月児健康診査
- 10 (水) 町長と話し合うつどい(ラビンプラザ) 司法書士法律相談
- 11 (木) 消費生活相談 行政書士相談 ハローワーク就労相談会 10カ月児健康診査
- 12 (金) 町長と話し合うつどい(原白児童館) 法律相談
- 13 (土)
- 14 (日)
- 15 (月) 町長と話し合うつどい(両向児童館) 消費生活相談 マタニティーセミナー
- 16 (火) 町長と話し合うつどい(細野児童館) 3歳6カ月児健康診査
- 17 (水)
- 18 (木) 町長と話し合うつどい(田代児童館) 消費生活相談 女性のための保健医療相談
- 19 (金) 町長と話し合うつどい(角田児童館) 法律相談 1歳6カ月児健康診査
- 20 (土)
- 21 (日)
- 22 (月) 町長と話し合うつどい(三増児童館) 消費生活相談 マタニティーセミナー 町民健康相談
- 23 (火) 町長と話し合うつどい(高峰老人福祉センター)
- 24 (水) 町長と話し合うつどい(小沢公民館) 交通事故相談
- 25 (木) 消費生活相談 不動産相談 むしばいばい教室 2歳児歯科検診
- 26 (金) 町長と話し合うつどい(上熊坂児童館)
- 27 (土)
- 28 (日) 休日納税窓口 あいかわごみゼロ・クリーンキャンペーン
- 29 (月) 町長と話し合うつどい(熊坂児童館) 消費生活相談 マタニティーセミナー
- 30 (火) 町長と話し合うつどい(下谷八苜山児童館) もぐもぐ離乳食講習会
- 31 (水)

第31回 愛川町 農林まつり

5月3日(水) 午前10時～午後3時

新鮮な野菜や卵、植木などの即売、春の草花プレゼント、ピンゴ大会など楽しい催しがいっぱい「農林まつり」を開催します。

ご家族そろってお出掛けください。
会場 文化会館駐車場・かえでの広場
雨天決行
問い合わせ 農政課農政班(内線)303



休館のお知らせ

- 第1号公園体育館休館日
毎週火曜日
- 田代運動公園・三増公園陸上競技場休園日
毎週火曜日、1日(月)、8日(月)、10日(水)、11日(木)
- 文化会館・ラビンプラザ休館日
毎週火曜日
- 図書館休館日
毎週火曜日・1日(月)
- 図書館開館時間
午前9時30分～午後6時